

原付バイク、自転車

○原付バイクの登録、廃車等

原付バイク（排気量 125cc 以下）を購入、廃車、譲渡、名義変更をした場合は、市役所へ申告が必要ですので、窓口へ届け出てください。市内を主な駐車場所とする場合は、西宮市の標識の交付を受けてください。

問い合わせ先 西宮市役所 税務管理課 0798-35-3209

○原付バイク（排気量 50cc 以下）、自転車

原則として、車道の左側を通行します。乗る前にはブレーキの故障などを点検し、夜間の無灯火、2人乗り、飲酒運転などは交通規則違反ですので、やめましょう。

問い合わせ先 西宮市役所 交通安全対策課 0798-35-3806

○自転車の防犯登録

自転車が盗難等の被害に遭った場合、防犯登録により自転車が戻りやすくなります。自転車を購入した場合、または譲り受けられた場合は自転車販売店で防犯登録をしましょう。

○自転車等の放置について

駅前など、放置禁止区域内に自転車や原付バイクを放置すると、撤去され、保管場所に移動されます。自転車や原付バイクは駐輪場へ駐車してください。駐輪マナーを守りましょう。

なお、自転車や原付バイクを撤去された場合は、1 カ月以内に自転車返還所へ引き取りに行ってください。引き取りには、移動料(保管料)が必要となります。

問い合わせ先 西宮市役所 自転車対策課 0798-35-3807

※注 詳しくは、日本語がわかる人を介して、お問い合わせください。